

船橋市妊産婦・新生児訪問指導員訪問指導実施要領

第1 目的

地域に潜在する助産師又は保健師に委嘱して、保健指導が必要な妊産婦や新生児に訪問指導を行ない、未熟児・障害児等の出生を予防し、正常な妊娠、出生の確保、産後の母体の健康維持に努めるとともに、新生児の健全な発育を促し、安心して子育てができるよう保護者に適切な育児支援を行うことを目的とする。

第2 名称及び任期

この事業に従事する助産師又は保健師の名称は船橋市妊産婦・新生児訪問指導員（以下「指導員」という。）とし、委嘱期間は原則2年とする。ただし、再委嘱は妨げない。年度途中で満期年齢を迎えた場合は、70歳に達した年度で任期満了とし再委嘱はできない。また、他の指導員の委嘱期間中に新規に委嘱した指導員にあっては委嘱期間を2年未満としても差し障えないものとする。

第3 指導員の要件

指導員は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 助産師又は保健師の資格を有していること。
- (2) 訪問依頼された妊産婦や新生児の訪問業務が速やかに実施できること。
- (3) 訪問指導に継続して従事できること。
- (4) 心身ともに健康であり、70歳未満であること。

第4 指導員の業務

指導員の業務は、妊産婦・新生児を訪問し、適切な指導を行うこととする。この場合において指導に当たっては、市保健師との連携、協調を図るものとする。また、市が実施する当該事業に関連した研修会や連絡会に参加することとする。

第5 訪問指導の対象者

妊娠届出書、母子保健サービス登録票により、市の訪問対象者基準に該当する者又は医療機関等からの依頼者とする。訪問対象者基準は、別に定める通りとする。

第6 訪問指導事務処理

訪問指導に関する事務処理は、次のとおりとする。

訪問指導者の抽出→個別指導予定者リスト作成→指導員に依頼→訪問指導を実施→訪問記録票(妊婦・産婦・新生児)により、市長に活動報告→報償費請求→照合→報償費の銀行振込

第7 市保健師の業務

妊産婦・新生児訪問指導事業における市保健師の業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 市の訪問対象者基準により、訪問対象者を抽出し、指導員に訪問指導を依頼する。
- (2) 指導員の訪問指導状況を把握する。
- (3) 指導員から、要継続者についての報告を受け、必要に応じ適切な助言、支援を行う。
- (4) 訪問指導に必要な器具及び器材の整備点検をする。
- (5) 訪問記録票を整備し保管する。

第8 報償費

- (1) 妊産婦・新生児の訪問指導の報償費は、1件につき2,750円とする。この場合において当該報償費には、交通費、市が実施する研修会や連絡打合せ及び記録に要する費用を含むものとする。
- (2) 訪問時に訪問対象者が不在の場合は、報償費の支払い対象とならないものとする。
- (3) 報償費は原則として、月の初日から末日までの訪問回数により、1ヶ

月毎に支払うものとする。

- (4) 報償費の支払方法は、次の方法により行うものとする。

支払金振込先金融機関の設定及び口座番号を事前に届け出る→市が金融機関に振込む→振込み金額が本人に連絡される。

第9 指導員の身分証明書

- (1) 指導員に、船橋市妊産婦・新生児訪問指導員身分証明書を発行するものとする。
- (2) 指導員が活動する際は、身分証明書を携行し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (3) 指導員の委嘱を取消したときは、身分証明書を速やかに返還しなければならない。

第10 個人情報の保護

指導員は、業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために次の各号に掲げた事項を遵守するものとする。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 業務目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 市長の指示又は承諾があるときを除き、市長から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 個人情報の授受は、市長の指定する方法により、市長の指定する職員と指導員の間で行うものとする。
- (5) 業務を処理するために市長から提供され又は市長が作成又は取得した個人情報が記録された文書等を、業務が終了したときは直ちに市長に引き渡さなければならない。ただし、市長が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- (6) 指導員は、業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (7) 業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により市長の承認を得たときはこの限りではない。
- (8) この条に違反する事態が生じ、生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに市長に報告するとともに、市長の指示に従うものとする。
- (9) 指導員は、指導員の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、市長又は第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。